

岡山県における教育職員免許法特例による『介護等体験』に係る 社会福祉施設等受入れ調整事業実施要綱

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

1. 趣 旨

教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、当面、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、社会福祉施設や老人保健施設等（以下「社会福祉施設等」という。）での「介護等の体験」を行わせる措置を講ずることになったため、岡山県内の社会福祉施設等での受入れの調整を、岡山県社会福祉協議会が行うことにより、「介護等の体験」の円滑な推進を図ろうとするもの。

2. 実施主体

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会（福祉人材センター）

3. 施行及び適用

- (1) 平成10年4月1日から施行、平成10年度の大学入学者から適用
- (2) 平成19年4月1日から施行、平成19年度の体験希望者から適用

4. 制度の対象者

小学校および中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者

5. 介護等体験の実施施設

受入対象となる施設は、法令に根拠を有する下記の施設とする。

- (1) 社会福祉施設（保育所を除く社会福祉施設）
- (2) その他の施設（老人保健施設、指定国立療養所等）

6. 介護等体験の期間

- (1) 原則として連続した5日間とする。
- (2) 一日当たりの介護等体験の時間は、概ね5～6時間程度とする。

但し、受入施設の用意する介護等体験の内容によっては、この限りではない場合がある。

7. 介護等体験の内容

- (1) 法第2条第1項において「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等の体験）」と規定されており、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付き添い等の交流等の体験、あるいは掃除や洗濯のように高齢者等と直接接することはないが受入施設の職員に必要とされる業務の補助等も含む幅広いものとする。
- (2) 介護等体験は、受入施設の事情に応じ、以下に例示するような無理のない内容とする。尚、福祉

施設が主催する行事等についても介護等体験の範囲に含む。

- ① 高齢者、障害者等に対する介護、介助
- ② 高齢者、障害者等の話相手
- ③ 散歩の付添いなどの交流等の体験
- ④ レクリエーションや運動会等の行事の手助け
- ⑤ 掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入れ福祉施設の職員に必要とされる業務の補助など

8. 岡山県社会福祉協議会の主な調整業務

(1) 大学等からの「申込書」の受付

- ① 大学等で一括して取りまとめた「申込書」を受付け、社会福祉施設等の受入調整作業に備える。
- ② 学生が社会福祉施設等または岡山県社会福祉協議会に直接申し込んだ場合は、大学等に連絡し、大学等を経由して本会に申し込むこととする。

(2) 社会福祉施設等からの『年間受入計画書』の受付

- ① 岡山県社会福祉協議会は管内の社会福祉施設等に『年間受入計画書』の提出を依頼する。
- ② 社会福祉施設等から提出された『年間受入計画書』にもとづき調整作業に備える。

(3) 調整、通知事務

大学等の「申込書」と社会福祉施設等の『年間受入計画書』をもとに、調整を行い、結果は大学等と受け入れる社会福祉施設等に通知する。

※但し、調整及び通知は、前期（7月から10月体験希望者）と後期（11月から2月体験希望者）に分けて実施する。

※調整にあたって学生は、体験時期、施設の種別、地域等の希望を提出することとする。ただし、関係施設の受入状況等によっては、必ずしも希望通りの調整にならないことを了承するものとする。

(4) 大学等への年間体験状況の報告

年度末に、大学等に対し、学生の年間体験状況の報告を行う。

(5) 基本台帳の作成、保管

大学等からの申し込みのあった学生については、「基本台帳」を作成し、一定期間保管する。

9. 社会福祉施設等の主な業務

(1) 『年間受入計画書』の作成

社会福祉施設等は、岡山県社会福祉協議会からの依頼により、『年間受入計画書』を作成し、岡山県社会福祉協議会に送付する。

(2) 介護等体験の時間

一日あたりの介護等体験の時間は、概ね5～6時間程度とする。（体験施設によって異なる。）

(3) 「証明書」の発行

福祉施設長は、介護等体験をしたことを証明するため、所定の証明書に施設長名を記入捺印した上、本人に交付する。

(4) 介護等体験終了報告の提出

福祉施設長は、介護等体験の終了報告を岡山県社会福祉協議会に行う。

(5) 体験費用の受領

介護等体験に伴う体験費用を岡山県社会福祉協議会より受領する。

10. 大学等の主な業務

(1) 学生からの「申込書」の受付

大学等は、学内の学生から介護等体験を受けたい旨の希望を聴取し、希望する学生については本人から「申込書」の提出を求める。

(2) 「申込書」の取りまとめ・送付

①「介護等の体験」の申し込みにあたっては、あらかじめ大学等において学生からの希望をとりまとめ、大学等で一括して申し込むものとする。

② 大学等は、学生からの希望をとりまとめるにあたっては、5日間連続とし、特定の時期に集中することのないようあらかじめ年間を通して調整する。

③ 大学等は、本制度の対象学生のうち、帰省先を持つ学生についてはできるだけ帰省先で実施するよう、あらかじめ大学等で実施するオリエンテーション等において指導する。

(3) 学生に対するオリエンテーション等での指導

大学等は、岡山県社会福祉協議会からの調整結果の報告を受け、当該学生に、オリエンテーション等を通じ、介護等体験実施のための指導と援助を行う。特に、介護等体験の趣旨・目的意識を明確にし、体験に入る前の心構えやマナー等基本的な事項について事前に指導を行う。

(4) 介護等体験の変更及び辞退について

介護等体験の実施施設及び期日については、施設の受入れ準備の都合等もあり、原則として変更できませんが、やむを得ない事情により変更もしくは辞退する場合は大学を通じ、速やかに実施予定施設および本会に連絡をとることとする。その際、本会あてに「介護等体験変更届」もしくは「介護等体験辞退届」を提出する。

11. 介護等体験の費用

(1) 社会福祉施設での介護等体験に要する費用をあらかじめ大学等において学生から徴収し、岡山県社会福祉協議会より「受入決定通知書」が届いた後、指定する銀行口座に一括して払い込むものとする。介護等体験の費用は調整費用も含め学生一人につき1日 1,500円とする。

※ 「受入決定通知書」を送付した後、介護等の体験を辞退した場合も調整費用（学生一人につき1日1,500円のうちの500円）は岡山県社会福祉協議会へ払い込むものとする。

(2) 社会福祉施設等への介護等体験に要する費用（学生一人につき1日1,500円のうちの1,000円）は、社会福祉施設から介護等体験終了の報告があった後、岡山県社会福祉協議会から当該社会福祉施設等が指定する銀行口座に一括して払い込むものとする。

(3) 学生が介護等体験時に社会福祉施設等での昼食費は、学生による実費負担とし、当該社会福祉施設等が直接本人から徴収する。

1 2. 介護等体験に伴う事故等への対応

(1) 介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険については、派遣する大学等で対応する。事故及び感染症等が発生した場合は、大学等と社会福祉施設等でこの対応にあたりるとともに、速やかに岡山県社会福祉協議会へ連絡するものとする。

(2) 健康管理等

- ① 学生は、社会福祉施設等での介護等体験申し込みにあたっては、利用者等の健康管理のため、健康診断書（当該年度）のコピーを受入施設へ送付するものとする。
尚、前記以外の書類の提出を求められた場合、これに従うものとする。
- ② 感染症等への対応については、大学等や社会福祉施設等で実施するオリエンテーション時に十分な指導を行う。
- ③ 大学等や社会福祉施設等で実施するオリエンテーション時には、活動中に知り得た情報は、決して口外しない（プライバシーの保護）こと等も十分な指導を行う。

1 3. その他留意事項

今回の介護等体験の受入調整を円滑に行うためには、年次ごとの段階的かつ計画的な実施が必要と考えられる。派遣の対象となる学生の学年を指定し、学生の派遣数が年度により大幅に変動することのないよう考慮すること。

1 4. 個人情報の取り扱いについて

本事業に係る個人情報は、本事業の運営にのみ利用することとし、「社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 個人情報保護規程」に基づき適正に管理する。

1 5. 関係法令等

- ① 『『小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律』等の施行について』（厚生省社会・援護局長通知、平成9年12月18日）
- ② 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号、平成9年6月18日）
- ③ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号、平成9年11月26日）
- ④ 「文部省告示第187号」（平成9年11月26日）
- ⑤ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（文部事務次官通達、平成9年11月26日）
- ⑥ 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の施行について（依頼）」（文部省教育助成局教職員課長通知、平成9年12月3日）